

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第11項の規定に基づき、大阪港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸

令和7年大阪市告示第1280号（港湾法に基づく大阪港港湾計画の変更の概要の公示）により、その変更の概要を告示した大阪港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(旅客施設用地 1 h a、荷捌施設用地及び保管施設用地 8 h a) [新規計画]

(2) 水域施設計画

① 航路

北航路 水深 10 m 幅員 200 m [既定計画の変更計画]

② 泊地

南港地区（南港南） 水深 9.0 m 面積 2 ha [新規計画]

夢洲地区 水深 7.5 m [新規計画]

舞洲地区 水深 7.5 m [新規計画]

③ 航路・泊地

南港地区（南港南） 水深 9.0 m 面積 29 ha [新規計画]

夢洲地区 水深 10.0 m 面積 2 ha [新規計画]

(3) 臨港交通施設計画

① 道路

臨港道路大阪南港フェリー線

起点 臨港道路中央幹線

終点 大阪南港フェリー埠頭

4車線 [既設の変更計画]

臨港道路夢洲フェリー線

起点 臨港道路夢洲・新島連絡線

終点 夢洲フェリー埠頭

2車線 [新規計画]

臨港道路夢洲・新島連絡線

起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線

終点 新島地区

4～6車線 [既定計画の変更計画]

[既定計画]

臨港道路夢洲・新島連絡線
起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線
終点 新島地区
4 ～ 6 車線

【港湾の環境の整備及び保全】

(1) 港湾環境整備施設計画

①夢洲地区 緑地 75ha

[既定計画の変更計画]

(うち2ha工事中)

既定計画
夢洲地区 緑地 94ha

【土地造成及び土地利用計画】

(1) 土地造成計画

(単位：ha)

	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	合計
夢洲地区	(1) 1								(1) 1
南港地区	(6) 6	(15) 15							(22) 22

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

(2) 土地利用計画

(単位：ha)

	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	合計
夢洲地区	(82) 82	(62) 62	(43) 43		96	(34) 34		(75) 75	(296) 392
南港地区	(195) 195	(409) 409		(46) 46	134	(100) 103		(56) 79	(806) 966

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更にかかる地区についてのみ記述した。

【港湾の効率的な運営に関する事項】

(1) 効率的な運営を特に促進する区域

①南港地区（南港南）

水深 9.0 m 岸壁 2 バース 延長 540 m [新規計画] N F 1, 2

埠頭用地 14 ha

(旅客施設用地、荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設の変更計画]

②夢洲地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 270 m [新規計画] Y F 1

埠頭用地 9 ha

(旅客施設用地、荷捌施設計画及び保管施設用地) [新規計画]

【その他重要事項】

(1) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

①南港地区（南港南）

水深 9.0 m 岸壁 2 バース 延長 540 m [新規計画] N F 1, 2

水深 9.0 m 泊地 面積 2 ha [新規計画]

水深 9.0 m 航路・泊地 面積 29 ha [新規計画]

臨港道路大阪南港フェリー線

起点 臨港道路中央幹線

終点 大阪南港フェリー埠頭

4 車線

[既設の変更計画]

②夢洲地区

水深 7.5 m 岸壁1バース 延長 270 m

[新規計画] Y F 1

水深 7.5 m 泊地

[新規計画]

水深 10.0 m 航路・泊地 面積 2 ha

[新規計画]

臨港道路夢洲フェリー線

起点 臨港道路夢洲・新島連絡線

終点 夢洲フェリー埠頭

2 車線

[新規計画]

臨港道路夢洲・新島連絡線

起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線

終点 新島地区

4 ～ 6 車線

[既定計画の変更計画]

(2) 大規模地震対策施設計画

①南港地区（南港南）

水深 9.0 m 岸壁 2 バース 延長 540 m

[新規計画] N F 1 , 2

臨港道路大阪南港フェリー線

起点 臨港道路中央幹線

終点 大阪南港フェリー埠頭

4 車線

[既設の変更計画]

②夢洲地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 270 m

[新規計画] Y F 1

臨港道路夢洲フェリー線

起点 臨港道路夢洲・新島連絡線

終点 夢洲フェリー埠頭

2 車線

[新規計画]

臨港道路夢洲・新島連絡線

起点 臨港道路港区・南港・北港連絡線

終点 新島地区

4 ～ 6 車線

[既定計画の変更計画]

(3) 港湾の再開発

「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を変更する。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

(1) 場所

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号

A T C ビル I T M 棟 10 階

大阪港湾局 正面玄関付近

(2) 期間

告示日から 2 週間

(3) 時間

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

（大阪港湾局計画整備部計画課）